

2013年4月

NO. 1

発行元

日本橋法律事務所

大阪市浪速区日本橋東1-2-2

<http://www.nipponbashi-law.com/>

TEL: 06-6633-2727

FAX: 06-6633-2728

Index

- ◇ 《連載》 孫子の教え
 第1回「経営者の条件」
 文責 小宮路 智也
- ◇ 懲戒事例から学ぶ
 消滅時効
 文責 関谷 俊宏

《連載》孫子の教え

○「孫子」とは、現存する最古の兵法書。鈴木敏文氏、盛田昭夫氏、ビル・ゲイツなどの名経営者にも影響を与えています。

第1回 経営者の条件

「企業のリーダーに必要な資質とは！」
 経営者は、一國・城の主として全ての責任を持たなければなりません。
 そこで、孫子は、將軍（リーダー）の資質を以下のように答えてくれています。

「將とは、智・信・

仁・勇・嚴なり」

①「智」とは
 物事を洞察する智力のことです。ビジネスにおいて先見性やヒット商品を見抜く力、置かれた状況から勝算を見極める能力のことです。

②「信」とは
 信頼のことを指し、内外の約束を守るこ

とです。発言を始終変えてしまうリーダーは信頼を得られません。これは、取引先のみならず部下との信頼関係にもかかる重要な資質になります。

③「仁」とは

部下を思いやる心のことです。リーダーは、部下をいたわりその心をつかむことができないと、思い通りに働いてもらうことができない能力を発揮してもらうことができないからです。

④「勇」とは

勇気のことですが、ここで言う勇気とは、勇ましく戦うことだけでなく、時には撤退し、機会を待つ心の強さを持つていることです。いわば、いざというときの決断力のことです。

⑤「嚴」とは

軍律に照らした厳格さのことであり、信賞必罰をもって厳しく部下に臨むことです。組織の甘えを許さないためには、時には厳しい態度も必要となります。

要するに、取引先に信頼され、部下には誠実に温かい心で臨みながらも、正当な評価を下す。仕事においては将来を見通し、ここぞというときに決断することを恐れなことです。

また、孫子はリーダー失格の条件も答えてくれています。

- 1 自分の無能を自覚していない
- 2 驕慢である
- 3 地位に貪欲である
- 4 蓄財に一生懸命
- 5 軽率
- 6 鈍い
- 7 勇気がない
- 8 勇気はあるが、体力がない
- 9 嘘をつく
- 10 決断力がない
- 11 動作が遅い
- 12 いい加減
- 13 残忍
- 14 自分勝手
- 15 自ら規律を乱す

いかがでしたでしょうか。昔も今も、人間が組織を営んでいく限り、リーダーに求められ、必要とされる資質は変わらないものだと思えます。

今回は、「組織づくり」を予定しています。

懲戒事例から学ぶ

このコーナーでは、弁護士懲戒事例から、弁護士とはどうあるべきかを考え、また、皆様に役立つ法的知識を提供したいと思えます。今回ご紹介させていただくのは、処理遅滞による消滅時効の事例です。

◆テーマ 消滅時効

◇事案 A 弁護士は、依頼者から平成19年5月6日の暴行事件につき損害賠償請求を求められ、平成22年5月6日までに訴訟を提起すると約束手続で受任したが、その日までに提訴せず、時効期間を徒過した。

◆処分 戒告処分

◇解説 暴行というのは民法で「不法行為」といい、被害者は加害者に対して損害賠償請求をすることができます。しかし、消滅時効という制度があり、本件のように加害者と損害が明らかでない不法行為の事案では、暴行の時から3年以内に、訴えを提起する等の法定の措置を講じないと、損害賠償請求権が消滅してしまいます（ただし、権利の種類によって消滅時効になる期間も異なり、すべてが3年というわけではありません）。

消滅時効をくい止めるためには、訴えを提起するほかに、督促状を送付し、半年以内に訴えを提起するという方法もあります。したがって、この事例では、訴えの提起が無理でも、せめて督促状は間に合わせるべきでした。